5　（略）
⑴　（略）
⑵　（略）
㈠　（略）
㈡　所要時間３時間以上の場合　632単位に所要時間３時間から計算して所要時間30分を増すごとに84単位を加算した単位数
6　（略）
⑴　（略）
⑵　（略）
㈠　（略）
㈡　所要時間３時間以上の場合　632単位に所要時間３時間から計算して所要時間30分を増すごとに84単位を加算した単位数
7～9　（略）
9の2　別に厚生労働大臣が定める者をサービス提供責任者（指定障害福祉サービス基準第５条第２項に規定するサービス提供責任者をいう。以下同じ。）として配置している指定居宅介護事業所、共生型居宅介護事業所又は基準該当居宅介護事業所（以下「指定居宅介護事業所等」という。）において、当該サービス提供責任者が作成した居宅介護計画に基づいて指定居宅介護等を行う場合は、１回につき所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定する。
9の3　指定居宅介護事業所等の所在する建物と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは指定居宅介護事業所等と同一の建物（以下この注において「同一敷地内建物等」という。）に居住する利用者（指定居宅介護事業所等における１月当たりの利用者が同一の敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する者を除く。）又は指定居宅介護事業所等における１月当たりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物（同一敷地内建物等を除く。）に居住する者に対して、指定居宅介護等を行った場合は、所定単位数に代えて、所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定し、指定居宅介護事業所等における１月当たりの利用者が同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する者に対して、指定居宅介護等を行った場合は、所定単位数に代えて、所定単位数の100分の85に相当する単位数を算定する。
10・11　（略）
12　別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第１項の指定都市（以下「指定都市」という。）又は同法第252条の22第１項の中核市（以下「中核市」という。）にあっては、指定都市又は中核市の市長。以下同じ。）に届け出た指定居宅介護事業所又は共生型居宅介護事業所が、指定居宅介護又は共生型居宅介護を行った場合にあっては、当該基準に掲げる区分に従い、１回につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。
⑴～⑷　（略）

5　（略）
⑴　（略）
⑵　（略）
㈠　（略）
㈡　所要時間３時間以上の場合　627単位に所要時間３時間から計算して所要時間30分を増すごとに83単位を加算した単位数
6　（略）
⑴　（略）
⑵　（略）
㈠　（略）
㈡　所要時間３時間以上の場合　627単位に所要時間３時間から計算して所要時間30分を増すごとに83単位を加算した単位数
7～9　（略）
（新設）
（新設）
10・11　（略）
12　別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第１項の指定都市（以下「指定都市」という。）又は同法第252条の22第１項の中核市（以下「中核市」という。）にあっては、指定都市又は中核市の市長。以下同じ。）に届け出た指定居宅介護事業所が、指定居宅介護を行った場合にあっては、当該基準に掲げる区分に従い、１回につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。
⑴～⑷　（略）